

## BTVでんきセット割利用規約

平成 29 年 10 月 1 日現在

(本規約の適用)

第 1 条 BTV株式会社（以下「BTV」という。）は、このBTVでんきセット割利用規約（以下「本規約」という。）に基づき、BTVでんきセット割（以下「本割引」という。）を提供します。

(本割引の概要)

第 2 条 本割引は、KDDI株式会社（以下「KDDI」という。）が提供するケーブルプラスでんき及び本規約第 4 条で定める対象サービスを組み合わせて利用する場合に、本規約に定めるところにより、料金に応じた割引を行う、BTV提供のサービスです。

(申込み)

第 3 条 本割引の提供を希望する者（以下「申込者」という。）は、本規約を承諾の上、BTVが別に定める方法により申込みを行うものとします。

(契約の成立)

第 4 条 BTVは、前条の申込みが次の各号に定める条件の全てを満たす場合、これを承諾するものとし、係る承諾の日において、BTVと申込者の間で本割引の適用を受けるための契約（以下「本件契約」という。）が成立するものとします。

- (1) 申込者が、ケーブルプラスでんきに係る契約（以下「ケーブルプラスでんき契約」という。）を締結していること又はケーブルプラスでんき契約の申込みを行っていること（その申込みが承諾されない場合を除きます。）。
- (2) BTVが指定する以下のサービス（以下「対象サービス」という。）を、申込者が契約していること、又は申込者が、BTVが別に定める方法により、対象サービスの申込みを同時に行うこと。

- ・ 超得割プラン [TV(HD コース)+IN(100Mbps)+ケーブルプラス電話]
- ・ 超得割・地上 BS プラン[TV(地上 BS コース)+IN(100Mbps)+ケーブルプラス電話]
- ・ 超得割プラスおうちでビデオレンタルプラン[TV(HD コース)+IN(100Mbps)+ケーブルプラス電話]
- ・ とく割プラン [IN(100Mbps)+ケーブルプラス電話]
- ・ スマートテレビエコノミープラン[TV(HD コース)+IN(30Mbps)]
- ・ スマートテレビプラン[TV(HD コース)+IN(100Mbps)]
- ・ スマートテレビプラス電話プラン[TV(HD コース)+IN(100Mbps)+ケーブルプラス電話]

- ・超得割光ギガ【TV(HD コース)+IN(1Gbps)+ケーブルプラス電話又はケーブルライン】
- ・超得割光クォーターギガ【TV(HD コース)+IN(250Mbps)+ケーブルプラス電話又はケーブルライン】
- ・超得割光ギガ BS【TV(地上 BS コース)+IN (1Gbps) +ケーブルプラス電話又はケーブルライン】
- ・超得割光クォーターギガ BS【TV(地上・BS コース)+IN(250Mbps)+ケーブルプラス電話又はケーブルライン】
- ・ダブル光ギガ【TV(HD コース)+IN(1Gbps)】
- ・ダブル光クォーターギガ【TV(HD コース)+IN(250Mbps)】
- ・ダブル光ギガ BS【TV(地上 BS コース)+IN(1Gbps)】
- ・ダブル光クォーターギガ BS【TV(地上 BS コース)+IN(250Mbps)】
- ・とく割光ギガ【IN(1Gbps)+ケーブルプラス電話又はケーブルライン】
- ・とく割光クォーターギガ【IN(250Mbps)+ケーブルプラス電話又はケーブルライン】

(3) 対象サービスの契約者が、ケーブルプラスでんき申込者と同一であるか、申込者と同一の住所に居住するその家族（BTV所定の基準を満たすものに限り）であること。

- 2 前項の規定に係らず、BTVは、業務遂行上支障があるとき又はその他BTVが不相当と判断したときは、前条に基づく申込みを承諾しない場合があります。
- 3 本割引の適用開始時期は、ケーブルプラスでんき及び対象サービスのご利用開始日の翌月利用分からとなります。

(BTVでんきセット割)

第5条 BTVは、前条に従って本件契約が成立した場合、事項の定めに従って算出した金額（以下「割引額」という。）を、その本件契約に係る申込者（以下「本件契約者」という。）の契約する対象サービスに係る請求料金（以下「本件請求料金」という。）から割引するものとします。

- 2 BTVは、KDDI提供のケーブルプラスでんき需給約款に定める料金の算定期間における本件電気料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税及び地方消費税相当額を除いた額（以下「本件対象額」という。）に応じて、以下の本件対象額に割引率を乗じた額を割引くものとします。なお、該当算出に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

本件対象額	割引率
5,000円未満	1%
5,000円以上 8,000円未満	3%
8,000円以上	5%

(対象サービスの変更)

第6条 本件契約者は、対象サービスの変更を希望する場合、B T Vが別に定める方法でB T Vに申し出るものとします。

2 対象サービスには、それぞれ最低契約期間が設けられています。期間内に対象サービスの変更を行う場合は、その期間に応じ、違約金が発生します。

(本件契約の終了)

第7条 本件契約者は、対象サービスの解約を希望する場合、B T Vが別に定める方法でB T Vに申し出るものとします。

2 本割引は、ケーブルプラスでんき若しくは対象サービスの何れかのご利用終了日の前月利用分まで適用されます。

3 前項に定めるほか、本件契約は、次の各号の何れかに該当したとき自動的に終了するものとします。

ア 本件契約者に係るケーブルプラスでんき契約が終了したとき。

イ 対象サービスに係る契約が終了したとき。

ウ 本件契約者に係るケーブルプラスでんき契約の名義変更等により、第4条1項3号に定める条件を満たさなくなったとき。

4 対象サービスには、それぞれ最低契約期間が設けられています。期間内に対象サービスの解約を行う場合は、その期間に応じ、違約金が発生します。

(権利義務の譲渡禁止)

第8条 本件契約者は、本件契約に係る権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

(顧客情報の取扱い)

第9条 B T Vは、本割引の提供に関して取得した申込者、本件契約者及び対象契約者回線の契約者に係る情報について、本割引の提供に必要な範囲で利用するほか、B T Vが別に公開するプライバシーポリシーに従って取り扱います。

(管轄裁判所)

第10条 本割引に係る紛争については、宮崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(本割引に関する疑義等)

第11条 本規約の解釈や本割引の適用について疑義が生じ、又は本規約に定めのない事項

が生じた場合は、B T Vが決定する内容に従って処理するものとし、申込者及び本件契約者は予めこれを承諾するものとしします。

附則

(記載金額)

記載金額は全て税抜です。

(適用期日)

本規約は、2017年10月1日から適用します。